

国選弁護日誌

刑事弁護に関する マニュアルの改訂



刑事弁護委員会

中村 仁志 Hitoshi Nakamura (55期)

磯野 清華 Seika Isono (61期)

仲田 隆介 Ryusuke Nakata (64期)

当番弁護士マニュアルが改訂されます

中村 仁志

1. この度、当番弁護士マニュアルを改訂することとなりました。

改訂の主なポイントとしては、次の点です。

- ① 辞任届付弁護人選任届の導入
- ② 援助報酬基準の変更
- ③ 特定少年制度の導入
- ④ 要通訳事件における通訳費用の修正

2. 辞任届付弁護人選任届の導入について

辞任届付弁護人選任届については、東京地裁本庁においては令和3年11月から、立川支部においても令和4年1月から導入されました。

これまでは、逮捕段階で援助制度を利用して受任した場合、被疑者が勾留された場合に改めて辞任届の提出、国選弁護人選任請求書の提出などが要求されていましたが、この辞任届付弁護人選任届を提出することで、法テラスへの要望書のファックスのみで足りることとなりました。辞任届付弁護人選任届については、『二弁フロンティア2022年1・2月合併号』で解説していますので、そちらもご覧ください。

3. 援助報酬基準の変更について

現時点(令和4年4月末時点)では、援助報酬

基準の変更について、大きな変更はありませんが、少年被疑者の場合において、逮捕からそのまま家裁送致される場合(少年法41条に該当する場合)に、家裁での面会についても費用を支出するという点が新たに規定されました。

現在、この援助報酬基準については、東京三会でのPTが設置されており、今後ポイント制が導入されるなど、大幅に変更となる見込みです。特に、少年保護事件における援助基準については、これまで一律14万2300円となっていたが、今後、ポイント制が導入された場合には、鑑別所への面会回数等による活動内容や、審判結果に応じて援助報酬額が変わってきます。

このポイント制については、早ければ本年度から改正されることとなりますので、その場合には改めて説明する機会を設けたいと思います。

4. 特定少年制度の導入について

少年法が改正され、令和4年4月から特定少年という概念が取り入れられました。

18歳以上の少年(特定少年)で、死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁固に当たる罪を犯したものは、家裁送致後、原則として検察官送致(逆送)とする旨の規定が設けられました。具体的には、強盗罪、強姦性交等罪、非現住建造物放火罪、建造物等以外放火罪等が含まれます。ただし、犯情及び要保護性を総合的に考慮して、刑事処分以外の措置を相当と認めるときは、逆送決定は回避される場合があります。

また、18歳以上の少年(特定少年)が逆送された場合については、「やむを得ない場合」を要件とする勾留に関する特則(少年法第43条3項、同法第48条1項)が適用されないため、被疑事実が原則逆送事件に該当する場合の弁護活動について、逆送回避に向けた活動の重要性がこれまで以上に高まっており注意が必要です。

少年について、被疑者段階から受任している場合、家裁送致前に家裁に申入書を送付しないと、援助制度が利用できなくなる点、国選付添人が選任される場合には、法テラスへ要望書を提出しておかなければならない点については従前と変わりません。

5. 要通訳事件における通訳費用の修正について

これまで、消費税率が上がっても、通訳費用については据え置きだったことから、改めて通訳費用について増額されました。

また、外国人被疑者の場合、被疑者本人との接見終了後、そのまま家族へ電話連絡するような場合もありました。このような場合、これまでは、接見時間とは別に、家族へ連絡した時間をカウントして費用を出していましたが、改めて、接見と連続しての家族への連絡は、一体のものとして時間を通算することとなっていますので、この点についても修正がされています。

当番弁護士マニュアルの要通訳事件に関する改訂について

仲田 隆介

1. 以下では、今回の当番弁護士マニュアル改訂部分のうち、要通訳事件(被疑者等が外国人等であって、通訳人が必要となる事件)に関する改訂部分について述べます。

要通訳事件に関する部分は、前回のマニュアル発行後の法令改正・実務等を踏まえて改訂していますが、大きな改訂部分は3点となります。

2. 第一に、当番弁護士として初回出動した際の通訳費用の負担についてです。

これまで、要通訳事件で当番弁護士として初回出動した場合の通訳人の通訳費用は、原則として、弁護士会が負担することとなっていました。もっとも、当番弁護士が援助制度なしで私選受任したとき(いわゆる「純粹私選事件」)に限っては、初回出動した場合の通訳費用は被疑者・被告人・少年(以下「被疑者等」といいます)の負担とし、弁護士会は負担しないこととなっていました。

このような制度については、①当番弁護士の初回出動費用は無料(被疑者等の負担なし)とうたっているにもかかわらず、被疑者等に通訳費用を負担させることは、被疑者等に不意打ちとなるのではないかと、また、②制度が複雑で、分か



りにくい等の指摘がされていました。

そこで、2019年4月1日以降に当番弁護士として初回出動した事件については、纯粹私選事件か否かを問わず、初回出動に係る通訳人の通訳費用は全て弁護士会が負担し、被疑者等に負担させないこととしました。

今回のマニュアル改訂では、上記制度変更を反映した修正をしております。要通訳事件で当番弁護士として出動する際には、是非ご一読ください。

3. 第二に、要通訳事件で当番弁護士として出動した際の通訳費用の計算方法及び額についてです。

先に記載したとおり、当番弁護士として出動した場合の通訳費用の計算方法及び額について改正が行われました。現行の通訳費用は、2019年4月1日以降に当番弁護士として初回出動したもののについて適用されます。

通訳費用の請求書式も含め、変更となっておりますので、ご留意ください。

当番弁護士マニュアルに、通訳費用に関する一覧表を掲載していますので、詳しくはそちらをご覧ください。

4. 最後に、当番弁護士マニュアルの資料編に収められております、外国人被疑者向け差入文書(アドバイスカード)について、改訂と翻訳言語の追

加を行いました。

アドバイスカードについて、翻訳言語によっては、正確な翻訳が行われていない等の問題が指摘されていました。そこで、特に重要な言語等については、新たに翻訳を行い、正確な翻訳内容のアドバイスカードとしました。

また、会員からの要望等を踏まえ、アドバイスカードの翻訳言語を追加しました。

今後も、東京三弁護士会刑事弁護委員会では、適宜、アドバイスカードの見直し・翻訳言語の追加等を行っていくことを予定しています。要通訳事件で出動の際には、是非、当会の会員サイトから最新版のアドバイスカードをダウンロードするようにしてください。

障害者刑事弁護マニュアルの改訂及び福祉職との連携に関する費用負担について

磯野 清華

1. 障害者刑事弁護マニュアルの改訂

今回、障害者刑事弁護マニュアルがおよそ6年ぶりに改訂されました。そこで改訂のポイントについて説明します。

今回の改正のポイントは、被疑者や被告人本人の更生のために弁護人がどのように関与できるのかについての記述を増やしたという点です。

具体的には、入り口支援と出口支援とはどのようなものかについての説明を増やしました。また、更生支援計画の矯正施設への引継ぎ(2018年から行われています)についても説明を加えました。更には身柄釈放後にどのようにして生活保護を受ければ良いのかについて、また、本人の障害に関する情報収集の方法についても説明を加えました。

いわゆるSH名簿(障害者刑事弁護担当者名簿)による配点ではなく、一般的な被疑者国選事件であっても接見してみて障害の存在に気付くこともあります。障害者刑事弁護は弁護人として行う活動のバリエーションが多く大変ではありますが、他方でやりがいもあります。障害者刑事弁護を行う際には是非このマニュアルを参照してください。

2. 福祉職との連携

現在、障害者刑事弁護においては被疑者や被告人の障害の特性に応じて本人の生きづらさを解消して更生に結びつけるため、福祉職との連携を行うことが一般的になっています。とはいえ、福祉職の方と個人的なつながりをお持ちの先生は極めて少数だと思います。そこでここでは福祉職との連携の手続や注意すべき点について解説します。

まず、福祉職と連携したいが知り合いに福祉職がないという場合には、弁護士会の事務局に対し福祉職の紹介を求めることができます。その際には、二弁ホームページの「弁護士業務→刑事弁護援助基金→社会福祉士・精神保健福祉士との連携及び援助制度」に進んでいただき相談依頼書入手してください。そしてこの依頼書に必要事項を記入した上で事務局に提出してください。なお、この相談依頼書ですが昨年度改訂されており、最新版を事務局にご提出いただけますようお願いいたします。特に福祉職との連携を以前から何件も経験されていらっしゃる方が改訂前の書式をお使いになるケースが散見されます。

事務局に依頼書をご提出いただいで数日後には福祉職が選任されますので、その後は福祉職

の方と連絡を取り、面会等の調整をしてください。そして事件終了後に福祉職の方から請求書を受け取り、私選事件の場合には福祉職の方へ報酬を支払ってください。国選事件の場合には一定の場合に弁護士会から援助金を受けることができます。その際には国選弁護人等援助金支給申請書に必要事項を記入して福祉職からの申請書を添えて事務局に提出してください。申請書は相談依頼書と同じページにあります。なお申請は福祉職への報酬の支払いの前後を問いません。提出後刑事弁護委員会で援助金支給の可否について審査を行います。なお、この援助金の額ですが、原則として5万円(税別)となっており、一定の場合には10万円(税別)まで支給されます。一定の場合の具体例は援助金支給申請書の下部に記載されていますのでご参照ください。更に極めて特殊な場合には10万円(税別)を超える費用が援助されることもあります。あくまで例外的な措置としてお考えください。

なお、福祉職の紹介は弁護士会が行いますが、契約の当事者は弁護人と福祉職ですので、どの範囲まで連携を福祉職に依頼するかについては(特に国選事件においては援助金支給の見込みも踏まえて)各弁護人が慎重に検討する必要があります。

また、費用に限らず福祉職との連携に関して問題が生じ当事者間での解決が困難な場合には事務局へご相談ください。

